

## 昇降機の昇降路の防火区画の質疑応答について

### 経過措置期間後に行われる「昇降路を区画する扉の変更」の取扱い

建物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わず、乗場戸等を旧告示第 1111 号で規定していた構造と同等以上のものに取り替える場合は、防火性能上同等であるので「竪穴区画の変更」には該当せず、法第 3 条第 2 項の既存不適格の状態が存続しているものと言える。

また、当該告示で規定していた構造に満たない乗場戸に取り替える場合は「竪穴区画の変更」に該当する。

具体的な事例は次のとおり。

#### 1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わず、法第 3 条第 2 項の「既存不適格」に該当する場合

昇降機（乗場戸・三方枠等）のみのリニューアルを行う場合

（乗場戸や三方枠等を旧告示第 1111 号で規定していた構造と同等以上に取り替える場合）

全撤去・新設

（機械室有りの昇降機を機械室レスに取り替える場合を含む。ただし、令第 2 条第 1 項第 6 号の建築物の  
高さ等の規定について注意が必要。）

意匠のリニューアル（乗場戸や三方枠の取替えや出入口幅の変更等）・制御のリニューアル  
（面積区画等が要求されない乗場戸の場合における防犯窓のない戸から網入りガラス製の防犯窓付きの戸  
に取り替える場合も含む。）

#### 2) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行わないが、新基準の適合が求められる場合

階床の床を打ちぬいて昇降路を新設することにより、新たに竪穴区画が発生する部分。

昇降路の開口部の増設又は出入口の戸の変更等（乗場戸、三方枠等の構造を旧告示第 1111 号で規定していた構造に満たないものに変更する場合）を行なう部分。

なお、これらの場合については、所轄行政庁等と事前相談することが望まれる。

#### 3) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行なう場合

建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行なう場合は、建築本体・他の設備の既存不適格部分への新基準への適用が必要となるので、所轄行政庁等と事前相談することが望まれる。

複合型防火設備で乗場戸に遮炎性能が要求される場合、網入りガラスの防犯窓の設置に関する取扱い

複合型防火設備としての大臣認定取得の条件によるが、原則的に設置可能である。ただし、面積区画により特定防火設備が要求されることがあるので注意が必要である。